

## 公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日	令和3年12月2日（木）13時30分
役務名	令和3年度さっぽろ建設産業活性化プランに係るアンケート調査業務
質問内容	①アンケート調査票送付先となる業界団体のメールアドレスリストは、札幌市様から受託者へ提供されますか？もしくは受託者はメールアドレスリストを作成すべきものでしょうか？
	②昨年度は400件程度の企業から調査票を回収とのことですが、今年度も400件程度はノルマとなりますか？400件程度に達するまで、リマインダーメール送信の実施は必須でしょうか？

注1 質問票のあて先は、業務課事務係あてとする。

注2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答については業務課にて閲覧に供するとともに、建設局ホームページ上で公開します。

注3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

### 回 答

回答内容	①について、メーリングリストは、札幌市から提供します。ただし、業界団体からアドレス変更を希望された場合には、メーリングリストを更新していただきます。
	②について、アンケートの回収数400件程度は、想定数でありノルマではありません。ただし、回収数が想定数から大幅に増・減した場合には、その対応について、別途協議させていただきます。